

ゴールデンウィーク（10連休）中の戸籍届出に関して

Q 10連休中に戸籍の届出をしたいと思いますがどうしたらいいですか。

A 警備員が届書をお預かりします。役場玄関の自動ドア右手にあるインターホンを押してください。届出にいらっしゃった方のご本人確認をいたしますので、運転免許証などの身分証明書をお持ちください。

Q 5月1日（水曜日）に婚姻届を出したら、必ず受理されますか。

A 連休中は、警備員が届書をお預かりするだけで、正式な審査や受理の決定は5月7日（火曜日）以降に届出順に行います。不備がなければ受理決定となり、婚姻届を提出した5月1日が婚姻年月日となります。確実に婚姻年月日が5月1日になるよう、事前に審査を受けることをお勧めします。

Q 届出日が当日にならない場合とはどのようなときですか。

A 婚姻届の例

- ・未成年者について親権者の同意書が添付されていない。
- ・前婚の解消から100日を経過していない妻について、医師の診断書が添付されていない（同一人との再婚の場合を除く）。
- ・外国人との婚姻について、必要書類が添付されていない。
- ・氏名、生年月日、住所、本籍等の記入漏れや記入間違い。
- ・婚姻届不受理申出をしている場合。
- ・証人に誤り、不備がある場合。
- ・署名、押印がない場合。

届書の内容に不備がある、必要書類の提出がない等の場合は、5月7日（火曜日）に町民課の職員から連絡し、内容確認や訂正のために役場開庁時間内にお越しいただくことがあります。場合によっては、不受理となり届書をお返しすることもあります。

Q 婚姻届を出した時間は戸籍に記載されますか。

A 婚姻届を出した日が婚姻年月日として戸籍に記載されますが、婚姻届を出した時間までは記載されません。

Q 出生届は14日以内とされていますが、14日目が10連休中のときはどうしたらいいですか。

A 出生届の提出期間はお子様が生まれた日から数えて14日以内ですが、14日目が連休中の場合は、5月7日（火曜日）に提出することができます。

Q 住民票の住所変更も同時にできますか。

A 住所変更の届出や、個人番号カード・通知カード等の記載内容の変更に関しては平日のみできる届出となっております。変更がある方は、後日、住民登録している市区町村に届出をしてください。なお、連休明けは窓口が大変混雑することが予想されます。手続きには時間に余裕をもってお越しくください。

Q 届出の内容が戸籍に反映されるのはいつになりますか。

A 改元に伴い、届出件数が増えることが予想されます。迅速な処理に努めますが、戸籍の記載には日数を要しますのでご理解をお願いいたします。また、本籍地が七ヶ浜町以外の場合は他市区町村での処理によりますので、さらに日数を要します。

Q 受理証明書はいつもらえますか。

A 届出の審査及び受理が決定してからになります。届出当日の発行はできませんのでご了承ください。なお、連休明けは窓口が大変混雑することが予想されます。手続きには時間に余裕をもってお越しくください。